

平成28年6月19日以後の国政選挙の公示日から

# 選挙権年齢が 18歳以上になります!!



選挙権年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これにより平成28年夏に予定されている参議院議員通常選挙から、いわゆる「18歳選挙権」が適用される見通しとなりました。

また、平成29年2月に任期満了となる山形県知事選挙でも「18歳選挙権」が適用される見通しです。



**選挙権** 投票日の翌日が満18歳の誕生日の人まで選挙権を有することになります。

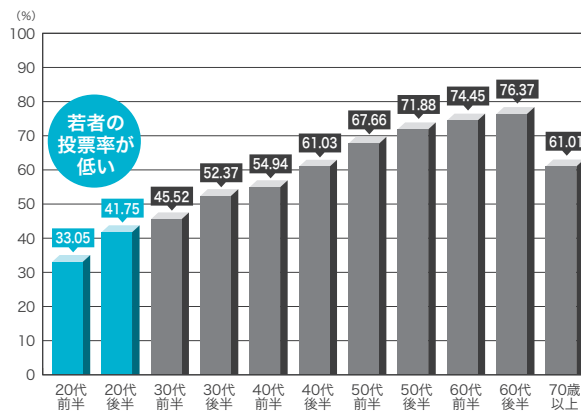
## 若者が選挙に行かないと どうなる？

少子高齢化社会で若者の人口が少ない。  
そのうえ若者の投票率が低い。

若者が投じる票数が少なくなるため、若者の声・意見が届かず、  
政治に十分に反映されなくなる。

将来の社会・生活のために真剣に考え投票を!!

平成26年 衆議院議員総選挙 年齢別推計投票率（山形県）



### 期日前投票ができます！

レジャーや買い物などで、投票日当日に投票できそうにない人も、期日前投票ができます。



投票日は旅行だから期日前投票しよう！

期日前投票は午前8時30分から午後8時までできます。



夜8時までなら会社の帰りに期日前投票ができるわ。

期日前投票の手続きは簡単です。

#### 期日前投票所

投票日と同じように投票ができるんだね。



## 選挙運動に注意!

満18歳未満は  
一切の選挙運動が  
できません。



満18歳になれば  
選挙運動が可能に  
なります。  
ただし、違法となる  
行為も多いため、  
注意が必要です。



- 友人・知人に対する投票や応援の依頼、電話やインターネットでの投票依頼など、一切の選挙運動を行うことができません。
- インターネットによる選挙運動もできないため、SNSやスマートフォンアプリなどで友達に投票を呼び掛けることもできません。ツイッターでの、投票依頼などのツイートに対するリツイートも選挙運動となるためできません。
- 18歳未満の者であっても、ポスター貼りやあて名書きなどの単純労務のアルバイトは、選挙運動とみなされないため行うことができます。ただし、電話かけやビラ配りは選挙運動となるため、無償であったとしても行うことができません。

- 「食事をおごるから、この候補者に投票してくれ」といった利益供与の申込みは、投票に関する買収となり違法となります。その申出に同意しても違法となります。また、選挙運動員に関して、実費弁償(従事した業務に関して交通費などの必要な実費の支払い)を受けることは可能ですが、報酬をもらうことは原則としてできません。金銭等を渡して選挙運動の手伝いを依頼することも、それに同意することも違法となります。例えば、電話かけやビラ配りを行うアルバイトで報酬をもらうと、選挙運動に関する買収を受けたことになり違法です。
- インターネットによる選挙運動としては、ウェブによるものは原則自由ですが、電子メールでの投票依頼は、政党などの一部の政治団体や候補者のみ行うことができます。それ以外の者は、もらった選挙運動用電子メールを他の有権者に転送した場合であっても違法となります。



## 住民票を 移そう!

選挙で投票するためには、  
引き続き3か月以上住民基本台帳に登録され、  
選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

住民票を異動していないと  
現住所地での投票ができないため、  
住民票は実態に合わせて現住所地に  
異動してください。

住民票の異動は、住民基本台帳法で義務づけられており、正当な理由なく届出を  
しないと罰則があります。また、住民票を異動しないと多くのデメリットがあります。

### 住民票を異動しない場合の主なデメリット

- ① 現住所地で選挙ができない。
- ② 必要なときに現住所地での公的サービス(医療等)を受けることができない場合がある。
- ③ 公的な書類(印鑑証明など)が必要な場合、旧住所地でしか発行できず手間がかかる。
- ④ 車、バイクの免許取得等の際に、旧住所地の免許センターに行かないといけない。  
また、免許に関するお知らせが旧住所地に届くため、免許失効のリスクがある。
- ⑤ 運転免許証を現住所地の証明書として使用できない。

### 3ヶ月経ってなくても…不在者投票ができます!

国政選挙の場合は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録される前(転出して概ね3か月を  
経過する前)は、転出前の市町村において投票することができます。転出前の市町村に行け  
ない場合は、転出先の市町村で手続きを行い、不在者投票が可能です。(県の選挙では、  
県内の他市町村へ転出した場合、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」があれば、  
同じように投票できます)

#### 1 前の住所地に行って投票する方法



#### 2 今の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

まず、いずれかの市役所・町村役場で、選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙をもらいます。

「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、直接又は郵便等(注1)で引越し前の市町村の選挙管理委員会に投票用紙などを請求します。

引越し前の市町村の選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒(内封筒、外封筒)、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

これらを持って(注2)今住んでいる市町村の選挙管理委員会に行って不在者投票をします。



(注1) 郵便などによる請求及び交付ですので、早めに請求してください。  
(注2) 送られてきた「不在者投票証明書」の封を開けたり、家で投票用紙に記入したりしないでください。

詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会にお問合せください。